

# 理 由 書

本理由書は、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、坂戸都市計画区域区分の変更についての理由を示したものです。

## I 坂戸都市計画区域の位置等

坂戸都市計画区域は、都心から約45km圏、本県のほぼ中央部に位置しています。

また、坂戸都市計画区域に含まれる土地の区域は、坂戸市及び鶴ヶ島市の行政区域の全域です。

### 【鶴ヶ島市 圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区】

鶴ヶ島市の南西部に位置しています。

## II 変更の理由

圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区については、土地区画整理事業による計画的な市街地整備の実施が確実となったことから市街化区域に編入するものです。

## III 規模

### 【鶴ヶ島市 圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区】

市街化区域への編入面積 約 39.7ha

## IV 関連する都市計画

坂戸都市計画区域区分の変更とともに、以下の都市計画を変更する予定です。

- ・用途地域（鶴ヶ島市決定）
- ・防火地域及び準防火地域（鶴ヶ島市決定）
- ・下水道（埼玉県決定）
- ・地区計画（鶴ヶ島市決定）